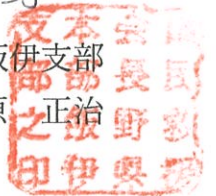




飯田市議会議長 井坪 隆 殿

令和4年 11月 7日

飯田市上ノ堅 650-3  
日本国民救援会 飯伊支部  
支部長 原 正治



紹介議員 市瀬 芳明



冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書

### 【請願趣旨】

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべてを失い、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われます。冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態にあります。最近では、布川事件、東住吉冤罪事件、松橋事件、湖東記念病院人工呼吸器事件などの重大事件で再審無罪判決が相次いで出されました。一方、袴田事件や大崎事件のようにやっと勝ち取った再審開始決定が、検察官の不服申し立てによって取り消される事件も少なくありません。このような再審の状況を踏まえて、日本弁護士連合会は、第62回人権擁護大会(2019年10月)において再審制度改正を求める決議を全員一致で採択しました。冤罪被害者の一刻も早い救済のために、少なくとも以下の2点について速やかに改正するよう求めます。

1点目は、これまで再審無罪になった冤罪事件のほとんどは、検察や警察が無罪方向の証拠を公判に提出せず、隠し続けていたことが明らかになっています。被告人に有利な証拠も不利な証拠も明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。新証拠が求められる再審事件こそ、捜査機関手持ちのすべての証拠の開示が必要です。

2点目は、再審開始決定に対して検察が上訴して取り消しを申し立てるのは、いたずらに裁判を長引かせ、無実の人を苦しめることにしかありません。有罪・無罪は、再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断されます。仮に検察に再審開始決定に対する不服があったとしても、この再審公判で主張できます。したがって再審開始決定自体について、検察に不服申し立てを認める必要はありません。検察の再審開始決定に対する不服申し立ては禁止すべきです。

**【請願事項】**

- 1、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てができない制度に改正すること。

以上、政府および関係機関に意見書の提出をお願い致します。

令和 年 月 日

衆議院・参議院議長  
内閣総理大臣・法務大臣

様  
様

議会議長

### 再審制度の速やかな改正を求める意見書

冤罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法を速やかに改正するよう強く要請します。

【理由】 再審は誤って有罪とされた冤罪被害者を救済することを目的とした制度であり、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。しかし、現行の再審制度は、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示が制度化されていないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てが認められていることによって、再審決定が長期化するなど、制度的に再審が保障される制度になっていません。再審開始決定を得た多くの事件では、開示された証拠が再審開始の判断に影響を及ぼしており、再審請求手続きにおける証拠開示の制度の重要性は明らかである。証拠開示に係る明文の規定が存在せず、裁判所の裁量に委ねられています。平成 28 年に改正された刑事訴訟法の附則において、政府はこの法律の公布後、必要に応じ速やかに再審請求審における証拠の開示について検討を行う旨が定められており、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められています。

また、検察官が再審開始決定に不服がある場合は、再審公判においてそのような主張を行う機会が保障されており、再審手続きの長期化を招く再審開始決定に対する検察官の不服申し立ては行えないようにすべきです。

よって国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、次の事項について速やかに改正するよう強く要望します。

- 1、再審手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てができない制度に改正すること。

上記の通り地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。